

外国直接投資と環境問題

はじめに

III 新「成長圏」の光と陰—東南アジア諸国

今日、発展途上国とくにアジア諸国において、直接投資形態による外国企業の事業活動は増大し続けており、その経済的・社会的影響はかつてないほど強まっている。従来から外国直接投資の導入効果として、新たな産業の発展（工業化に代表される）に始まり雇用機会の創出、技術移転、輸出促進による外貨獲得などの経済効果が強調され、その結果経済発展の起爆剤として外国直接投資の受け入れが重視されてきた。しかし、一方では途上国の地場企業の工業機会を奪い、自立的な工業発展を阻害する、外国企業依存体質を定着化させる、外国企業によって産業の寡占化が進む、などのマイナス面の効果も指摘されてきた。近年とくに注目されているマイナス効果の一つは、近代的産業活動が引き起こす環境への悪影響である。とくにアジア（ここでは東アジアと東南アジアに限定する）においては近年大規模な工業化が進展したことにより著しい経済発展がみられ、世界の成長センターと称されるようになつたが、一方で環境悪化も深刻な問題となつているのは周知の事実である。

アジア中でもとくに東南アジアにおいては一九八五年以降急速に工業化が進み、東アジアをし

のぐ高成長を実現した。その最大の要因はいうまでもなく外国直接投資を工業部門に大量導入することに成功したためである。後にふれるように各国とも外国資本の導入を開始して以来最高の外資導入額を記録している。この結果、投資受入国によつては特定産業に占める外資の比率が九〇%をこえる例があげられるなど外資への依存率が急速に高まつただけでなく、投資対象分野が輸入代替産業から輸出産業へ、労働集約産業から技術・資本集約産業へ著しい質的転換がみられた。

また、外国企業の活動分野は、経済成長の実現による内需の拡大と、各国の投資市場の開放が進んだため、観光業、流通業、貿易、飲食業、天然資源開発などあらゆる産業分野に浸透している。このように量的にも質的にも大きく変化し始めた外国直接投資の環境への影響（自然環境・社会環境、労働環境などあらゆる側面で）はより大規模にかつ複雑化したものになつてゆくといえよう。すでにアジア各国においては、工業活動の拡大は直接的に産業公害を引き起こしているだけでなく、都市化の進展、工業用エネルギーの大量使用による環境破壊など間接的なものも含めて広く環境が悪化し始めている。工業化による環境問題は、産業基盤の未整備な、より発展途上にある国ほど著しい。「開発と環境」問題が地球的問題となる中で、このようにアジアの工業化の進展に大きな役割を果たしてきた外国直接投資活動は、地域経済圏の発展につれて今後さらに中国、南西アジアへと広い地域に拡大してゆき、経済発展の連鎖が保たれてゆくものと期待されているが、過去の経験からみて途上国における外国企業活動になんらかの歯止めをほどこさない限り、「工業化による経済発展」がもたらす環境悪化の連鎖をも促すものになりかねない。

本稿では、アジア諸国の工業発展における外国直接投資の位置づけと期待される経済効果、環境問題に対する外国企業の役割を明らかにし、受入国政府の今後の採るべき対応策を検討する。

1 アジアの工業化と外国直接投資政策

周知のようにおおむね一九五〇年代までに政治的独立を達成したアジア各国は、経済成長戦略の一環として工業化の促進に着手した。国内の資源賦存状況によって東アジア各国では工業化の主役を輸出工業におき、東南アジア各国では資源関連あるいは労働集約的な輸入代替工業において導入できるのは外国民間企業を自国内に導入し、単独であるいは自國企業（政府系あるいは民間企業）との合併で企業を設立させること、すなわち工場を誘致することであった。各国とともにこのような外国企業を導入するために一定の条件を課したうえで当該企業に優遇措置を与える外資政策を採用し、その中心に外国投資法あるいは投資奨励法といった投資促進法を置き、自國の産業・生産状況に合致した投資分野を定め、その分野に投資しようとする企業には利益を保護し、諸権利を保証する規定を設けるとともに、投資企業の利益率を高めることを目的に一定期間の税制上の優遇措置を与えた。

各国とも工業化の初期には税制上の優遇措置が与えられる投資奨励分野は、おおむね労働力の吸収効果の高い産業、天然資源の利用効果の高い産業、輸出効果の高い産業が指定された。関税障壁の設定など他の政策手段も採用されたことから、六〇年代から七〇年代初期にかけて日本をはじめとする先進工業国から、低賃金利用あるいは市場確保、天然資源確保などを目的とする外国投資が増え始めた。国連の調査(注1)によれば、一九七五年アジア諸国が導入した外国投資金額は、一九七〇年の六億二八〇〇万ドルから三九億九八〇〇万ドルと六・四倍に増加し、同年のアジア全体のGDPに占める外国投資額の比率は平均四・七%となつた。外国投資の受け入れに関して歴史の長いラテン・アメリカではこの比率は八・九%を記録する。それと比べればアジアにおいてはまだ外国投資の存在は小さいといえるが、国によつてはすでに二〇%を超える国もあつた。またこれらの外国企業の投資する工業分野が織維産業など特定分野に集中したことから、伝統的地域産業との競合が激化する状況も発生した。途上国において外国企業の存在が大きくなる一方で、七〇年代半から石油産業の国有化に代表されるように、自國利益の保護を目的とする経済ナショナリズムの動きが台頭し、外国企業に対する批判が強まつたが、アジアもその例外ではなかつた。外国企業に対する規制措置が強化された結果、それまで順調だつた対アジア向け外国投資は七〇年代後半から八〇年代前半に向けて一時的な停滞をみせることになつた。

当時の各国の外資政策には、外国企業の出資に対する規制（一企業の株式の過半数以上を外国企業が所有することを禁じたもの）、外国人労働者の雇用規制（現地人労働力の活用を促進するもの）、国産化規定（原材料・部品などの現地調達を促進するもの）、外国企業投資禁止分野の明記

III 新「成長圏」の光と陰—東南アジア諸国

など、地場産業保護的色彩の濃い外資規制策が盛り込まれた。このため自由な事業活動を要求する外国企業と受け入れ政府との間で摩擦が発生し始めたこと、現状に合致しない規制政策の導入により、市場メカニズムがゆがめられたことなどから投資環境全体の悪化がみられた。この地域の主要投資国であった日本の新規投資は、当時貿易摩擦が問題化し始めた先進諸国へ向かったのである。

しかし、八〇年代に入りおもに一次產品価格が下落したことからアジア各国は深刻な経済不振に陥った。各国は不況から抜け出すために八〇年代中から構造調整に取り組み始めた。調整の方向は、従来の一次產品輸出依存型経済を工業製品輸出依存型経済に替えると共に、市場経済メカニズムを導入して活力ある経済を実現することであった。この調整をスムースに促進するためにさまざまな政策が採用されたが、各国に共通してみられた政策は輸出工業化を迅速に達成するため外國企業の導入を今まで以上に促進するための外資規制緩和策および、投資可能分野の拡大、優遇措置の拡大を盛り込んだ外資導入促進策であった。また一九八二年にメキシコに端を発した累積債務問題の悪化も、各国の経済発展に必要な資金導入源を従来の借款から返済義務のない外国直接投資に置いた大きな要因としてあげることができる。

このような外資政策の変更と一九八五年以降に世界的な通貨調整が重なった結果、アジア向外國投資は八六年以降激増しその後も順調に伸びている。

投資受入国の導入統計によると、一九八五年にアジア各国が認可した新規各国投資額は四一億四〇〇万ドルであったが、八九年には一七四億三九〇〇万ドルとこの間に約四倍以上の伸びをみ

せた。八九年の認可実績を七〇年のそれと比べると実に約二八倍の増加である。アジアの中でもとくにASEAN諸国の外資導入額の伸び率は非常に高く、各国とも八六年から八九年までの導入額はそれ以前までの導入累積額をはるかに上回るものになった。これは従来同地域への主要投資国であった日本など先進工業国が外国投資を増大させたことに加えて、韓国、台湾などNIES諸国が新たな投資国として出現したためである。投資導入分野をみるとNIES諸国では非製造業分野への投資が増え始め、ASEAN諸国では製造業分野への投資が倍増した。

表1は、先進諸国（OECD加盟国）から途上国へ流れた資金全体の中で民間投資資金がどれだけの比重を占めているかを示したものである。これによれば全資金に占める直接投資の比率は、徐々に高まり一九八八年を八〇年と比べると途上国全体で三倍以上伸びており、とくにアジアとラテン・アメリカは他の地域に比べて投資の比重が年々高まっている。

このような外国資本額の増大に加えて製造業投資分野の多様化がみられたことも近年のアジア投資の特徴である。各国が投資市場を広く開放したこと、欧米の市場の伸びが堅調であったこと、日本とアジア、あるいはアジア各国間に国際分業が形成され始めたこと、などにより輸出向け工業投資が増加したうえ、経済成長によってアジア域内の需要が拡張したため工業用原料・中間財の輸入代替生産が開始されたこと、などが原因としてあげられる。表2はこの地域に対する二大投資国である日本とアメリカの投資対象分野の中で製造業の占める比率の推移をみたものである。アメリカが製造業向け投資の比率を急速に高めており、わが国も円高以降再びその比率を高め始めている。このようにアジア各国の工業化は外国投資によつてより加速化し高度化し始めており、

III 新「成長圏」の光と陰—東南アジア諸国

表1 発展途上国に対する資金の流れに占める直接投資の比率
(単位: 10億ドル, %)

	ア ジ ア		ラテン・アメリカ		途上国全体	
	1980	1988	1980	1988	1980	1988
政府開発援助	10.5 (31.7)	17.1 (43.7)	4.0 (5.3)	7.3 (33.2)	37.8 (22.3)	51.7 (49.6)
直接投資*	3.2 (9.7)	8.7 (22.3)	7.3 (9.7)	8.1 (36.8)	11.2 (6.6)	23.4 (22.4)
資金純流入額	33.1 (100.0)	39.1 (100.0)	75.5 (100.0)	22.0 (100.0)	169.4 (100.0)	104.3 (100.0)

*OECD加盟同からの直接投資に限定

(出所) OECD, *Financing and External Debt of Developing Countries, 1988, 1989 Survey.*

表2 日本・アメリカの対アジア投資に占める製造業の比率の推移
(単位: 100万ドル, %)

	1951~66	1967~75	1976~85	1986~88
日本				
A 全産業	188	4,031	15,244	21,002
B 製造業 (B/A)	75 (39.9)	1,859 (46.1)	5,585 (36.6)	8,074 (38.4)
アメリカ				
A 全産業	1,308	4,439	9,127	3,986
B 製造業 (B/A)	405 (31.0)	1,098 (24.7)	2,441 (26.7)	2,342 (58.8)

(出所) 日本: 大蔵省国際金融局, 届出統計

アメリカ: 商務省, *Survey of Current Business.*

今後現地社会、経済に及ぼす影響はかつてないほど高まってゆくといえよう。

2 外国投資の経済効果

すでに1でも触れたように途上国において外部資金の導入を確保するうえで、民間資金とくに借款と違い返済義務のない直接投資による資金確保の比率がますます高まっている。現在では中國をはじめベトナムなど社会主义国、また民主化後の東欧諸国においても外国投資の導入に成功するか否かが今後の経済発展の鍵とされている。

資金供給国でも、対外直接投資の拡大を通じて途上国経済が発展することが世界の安定に結びつくという観点から積極的に外国投資を奨励している。

世界的な資金不足が懸念されるなかで、上記のような新たな直接投資導入国が登場したことから既存の投資導入国（先進諸国も含めて）では、継続的な外國投資の導入を目的に投資環境の整備、外資政策の変更などが引き続き実施されている。それではなぜこのように各國は直接投資の導入に力をいれるのであろうか。この答えの一部はすでに1でも触れたがここでは外国直接投資の導入による工業化がもたらす効果・影響についてより詳細にみると、プラスの効果の背景にあるマイナスの効果をも明らかにし、投資国（投資企業）、被投資国双方が直接投資の「効果」を今後どのように有効に活用すべきか考察する。

III 新「成長圏」の光と陰—東南アジア諸国

すでに述べたように、直接投資の導入によって「工場の移転」が実現するため、資本だけではなく、技術・経営ノウハウなどの経営諸資源が最も効果的に移転される（生産要素の移動）とみられており、当然投資先国の経済に与える効果は単なる資金の移転より大きいと期待されている。投資効果は、当然のことであるが投資形態（単独投資か合弁か、あるいは技術提携を伴うか否かなど）、投資導入分野（労働集約分野か資本集約分野か）、企業の投資目的、投資戦略などによつて必ずしも一定ではない。また投資先国の産業発展段階、技術水準、社会・産業組織のあり方、外資政策などの外部条件によつても効果は違つてくるうえ、反対にマイナスの効果がプラス効果を相殺することもありうる。

一般的に挙げられる直接投資の経済効果は大別して次の六点に絞ることができよう。

(1) 国際収支効果

非債務性資金の確保を可能とし経常収支を改善する、あるいは輸入代替産業へ外資を導くことにより輸入を減らし外貨を節約するなど、一次的な外貨獲得・節約効果が期待される。しかし企業活動が本格化すると利益、配当、ロイヤリティなどの海外送金による資金の流出が流入を上回つたり、現地生産のための資本財・中間材の輸入を拡大し外貨の流出を促進し、国際収支をより悪化させることも多い。

(2) 輸出促進効果

輸出産業を育成し投資企業が開拓した市場を利用することにより外貨獲得効果と、市場拡大効果を期待できる。関連産業・原材料の有無、工業発展段階により輸出産業用輸入が増大し輸出効

果を削減する場合もある。

(3) 雇用創出効果

投資企業の母国との間で賃金格差の大きい国では労働集約産業投資が多くなされ、その結果直接雇用者の増大機会が多い。また輸入代替産業でかつ資本集約産業では、国内産業とのリンクエフジが高い場合が多いため間接雇用も増大する。反対に輸出産業の場合、投資企業は独自の調達戦略によって競争力を高めるため地場調達の機会は少なく、間接雇用の機会は少ない。また輸出産業では生産コストの低減を目的に機械化が進められ直接雇用機会も少なくなる。

(4) 技術移転効果

移転される技術が受入国の条件（技術水準、教育水準）に合致し、かつ移転コストが適正な場合は移転効果が高い。これと反対の場合（例：移転コストの高い資本集約技術の移転が受入国の条件に合致しない場合）は移転が成功しないだけでなく要素価格に歪みを発生させる。

(5) 産業組織に及ぼす効果

(イ) 関連産業誘発効果…国産化政策など関連政策の助力によって国内産業とのリンクエフジが強化（国内調達の増大）されたり、新規産業の発展を促す効果がある（前方・後方連関効果）。

ただし、多国籍企業が行う輸出産業の場合は、企業独自の調達戦略が展開される（中間財の内部化）ことが一般的で、国内産業とのリンクエフジは生じにくい。

国内産業とのリンクエフジの強弱を決める条件は、国内産業の発展度（価格・納期）、技能・

III 新「成長圏」の光と陰—東南アジア諸国

熟練の度合（品質）、政府の政策、技術変化などである。

(ロ) 資本集中効果…外国企業導入により寡占が進むか否か、それにより国内産業の活性化に影響を与えるか否かの問題である。資本集約投資、大規模投資により資本が集中化する場合と、受入国の狭い市場に多くの企業が参入するため競争状況を引き起こす場合がある。多くの場合外国企業は巨大な資金調達力、技術の優位性、圧倒的な広告量で集中度を増大させ寡占化をかち取る。

(6) 消費構造に及ぼす効果

製品の差別化、広告宣伝活動により消費財需要を増大させ、消費構造を高度化する。ただしその企業が市場を寡占化している場合は消費者は選択の余地がないため、より高い価格の物を買わざるを得ない場合がある。

以上のようにみると途上国における直接投資の導入による経済的効果は非常に限定的であるといえよう。効果というより影響と置き換えた方がより正確であるかも知れない。ただしこれらの効果（影響）は複合的に発生するものであり、どれか一つだけが際だつものではない。直接投資活動は民間企業の行う事業活動であるため、最小コストによる最大利益獲得を狙うのは当然である。受入国はこのような企業行動を熟知したうえで本国の生産要素条件に最も合致した業種、形態の外国企業を選択する方向で外資政策を整備してきた。たとえば余剰労働力の吸収が経済面で最大の課題であり、かつ労働資源に比較優位がある国は、一次的に国際収支の悪化がもたらされたとしても雇用吸収効果の大きい労働集約産業の育成を強調するであろう。しかし一部の利益

より大部分の不利益が問題化し、受入国経済の悪化が加速化すると外国資本に対する姿勢は硬化する。かつて経済ナショナリズムが台頭し投資摩擦が多発した。多くの場合は外國企業が受入国の利害を無視して一方的な利益追求に走った結果であった。本来投資受入国の法令はそのような活動を規制すべきものとして作成されたが、法令の不備、法令執行能力の不備、交渉能力の欠如などから十分その機能を果たしていないかったのである。

投資摩擦が二国間の政治問題化したり、直接投資および貿易を通じて投資対象国との間に相互依存度が増すにつれて、先進国では自国の投資企業に投資相手国での行動基準（コード・オブ・コンダクト）の遵守を呼びかけるようになった。また、国連、OECDなど国際機関でも巨大な影響力をもつ多国籍企業活動を一定の規制下におくガイドラインの作成が始まっている。しかし、現状ではこれら行動基準、ガイドラインは倫理綱領に留まり法的拘束力はないといえる。

たとえばわが国の行動基準の一つは「海外投資行動指針」として一九七三年に経団連など経済関係五団体が作成・発表したが、国際経済環境の変化に伴い見直しが行われ一九八七年に現在の指針が作成された。その内容は相手国・企業との相互信頼の確立、相手国産業・相手国社会との協調・融和を謳うとともに雇用の促進、教育訓練の推進、技術移転の促進など現地への貢献を高めることを強調している。さらに指針の徹底を図るために日本側派遣者の選定、教育的重要性、派遣者の自主性の尊重、生活基盤の整備などについても言及している。

直接投資と貿易が好循環したことによつて経済のダイナミズムを実現した現在のアジア地域では、当然の結果として相互依存関係はさらに高まつてゐる。一方の不利益はすぐさまもう一方の

不利益となつて跳ね返るのがこの相互依存経済の実態であり、投資摩擦の発生を極力抑え途上国と共存・共栄してゆくことが企業側の行動原則として定着しつつある。環境問題に関する限り産業界から投資企業の環境対策に関する実態調査への取り組み^(注2)、環境保全に対する企業の役割を明記した「地球環境憲章」の発表^(注3)などにみられるように、環境問題に対する企業モラルの確立に努力している。

3 外国企業と環境問題

途上国の「環境」に対する外国企業の影響は直接投資の活発化とともに大きく複雑化していることはすでに述べたとおりである。環境悪化に関して外国企業に対する批判は当然大きいが、一方で工業化の促進による経済発展は避けられない現実的政策であるため、環境破壊の予防や環境問題の解決に積極的に外国企業を役立てようとする動きも出ている。とくに日本やNIES諸国など工業先進国が従来経験した環境破壊とその解決事例を、教訓として学びとろうとする姿勢もみられる。

ここでは国内環境問題に関する途上国の外国企業への対応をまとめる。

(1) 外国企業への批判

①公害発生型製品の輸出

途上国では、直接投資の形態で外国企業が大量に入つてくるまでは、外国製品の輸入が公害輸入の媒体をつとめた。すなわち、医薬品、食品、肥料、農薬など途上国国民の生活・経済に不可欠な製品の輸入による公害の発生である。外国企業とくに多国籍企業は世界的な販売網と膨大な宣伝量によつて市場の寡占化を達成してゆくが、とくに技術革新が目まぐるしい商品に関しては規模の経済を達成する第一手段として世界市場の拡張により利益を得、それによつてさらに高度な製品を開発してゆく。医薬品、肥料、農薬、食品などは世界的競争と技術革新の激しい製品であり、かつ直接人体に影響を及ぼすことの多い製品であるため、先進国では消費者保護の観点から生産基準、使用基準など企業に対する法的規制が厳しいが、途上国においては行政の不備から消費者の保護が十分でないうえ、教育水準が低く人体に危険を与える可能性の大きい外国製品に対する取締りは一般的に緩やかである。投資母国においてすでに発売禁止になつた医薬品や幼児用粉ミルク、肥料などが途上国に輸出され大きな健康被害を発生させたり、消費者の無知に付けて込んで高価な不要商品を売りつけ、適正な使用方法を明示しないまま莫大な利益を得ることによつて、人命をそこなつたり、伝統的生活を破壊するなど多くの例をあげることができる。「先進国は途上国を有害不要商品の捨て場にしている」という非難はまだ解消していない。消費者行政、消費者教育の充実など途上国の努力も待たれるが、何より有害商品の輸出あるいは輸入差し止め

に当事国、企業が責任をもつべきである。

②公害発生型産業の輸出

III 新「成長圏」の光と陰—東南アジア諸国

六〇年代の日本にも例をとることができるように、工業化が進んだ結果先進国においても産業公害が多数発生し、地域住民とのトラブルが激化し企業に対する公害防止義務が強制された。訴訟費用を含む公害防止コストの上昇に悩んだ企業は法的規制の緩い途上国へ生産施設を移転したり、国内では公害防止コストを負担しても採算の合つ高付加価値製品を生産し、海外では旧設備を使用して付加価値の低い製品を生産するという企業内分業を形成する直接投資が増大した。途上国での外国企業活動は概ね設備コストの負担を最小に押さえるため、母国に比べて公害防止コスト負担は小さく、関連要員の派遣数も少ない。このため公害産業の輸出と指摘される。一九八四年十二月、インドのマディア・プラデシュ州の州都ボパールにある米国ユニオン・カーバイド社の工場で殺虫剤原料である猛毒ガス（M I Cガス）がもれ、地域住民二六六〇人が死亡、万を越す住民がいまだに後遺症に苦しむという大惨事が発生した。事故の規模の大きさ、途上国における多国籍企業による危険物の取扱事業などの点で世界的な注目を浴びた。この事件の裁判は裁判管轄権をどこに置くかに始まり、和解か訴訟続行かの長い議論の応酬、インド国内の政権交代などにより事件後七年近くが経過しているにも拘わらず決着を見ていない。しかし、この事件は、危険物取扱事業者の社会に対する責任と、途上国における子会社で発生した事故に対する本社の責任について大きな教訓を残した。

③外国子会社の生産現場における従業員の労働環境

労働関係諸法の不備、労働者の権利の未確立、労働組合運動の禁止などにみられるように、途上国における労働者の権利、労働環境は先進国のそれと比べて劣っている。このため未熟練労働力の確保や安価な労働コストを目的に投資する外国企業の場合、労働環境の改善コストの負担は一般的に少なく、厳しい労働環境の中で長時間労働を強いられることが多い。また、労働者の教育・技術水準が低いため安全教育が徹底されていない（危険物の取扱説明書を読めない労働者もいる）ことも産業内事故の発生要因となっている。フィリピンのバナナ農園の農薬散布による労働者被害をはじめとして産業内事故の発生件数は途上国の方が高いという報告も出ている。

④本国・本社と異なる環境基準の適用

現在途上国では先進国並あるいはそれ以上の環境保護法を制定しているが、環境基準の未整備、あるいは現状との不整合性、人材や関連機材・施設の不足などから法の適用状況は一般的に緩やかであるといわれる。このため投資企業の環境基準は、本国あるいは本社基準より緩やかなものとなつている場合が多い。また工場内の生産設備の設計・仕様、安全教育なども本社とは異なる場合が多い。個別企業での環境基準の設定あるいは基準引き上げとともに、国際環境基準の早急な設定とその徹底的遵守が望まれる。

(2) 環境保護に対する外国企業の積極的役割

先進国企業はその事業経験から公害、環境破壊に対する膨大な科学知識・情報を掌握している。このような知識・情報の不足している途上国では、投資企業の生産活動を通じて直接これらの知

識・情報を受け取ることが可能である。すなわち、環境管理ノウハウ、環境関連技術の移転媒体として投資企業を積極的に活用する気運が高まっている。企業側でもボバール事件以後、環境破壊に対する企業の社会的責任意識が向上しつつあり、労働者、地域住民に対する環境教育、環境保護に関する宣伝活動などに経営上の力点をおく企業も出ていている。宣伝活動の内容としては、受入国政府、自治体における環境保護のための基金の設立、環境問題研究に対する資金供与、人材育成への助成などがあげられる。

4 投資受入国の対応と問題点

外国直接投資導入に対する途上国の期待は、累積債務の増大問題とASEANなどアジア諸国が高い経済実績を上げただけに今後も強まっていくものと思われる。

このため外資政策を初め投資環境の改善・整備に関して、投資受入国側の努力だけでなく先進国側の経済協力も活発化している。外資政策の改善に関しては投資阻害要因の除去が最大の課題となっている。すでに述べたように一九八五年以降ASEAN諸国が外国投資導入に大きな成果を上げた要因の一つとして外資規制面の除去に積極的に努力したことがあげられる。短期的にみるとこのような外資政策の変更は大きな成果を上げたといえるが、長期的にみると今後受入国経済にさまざまな影響を与えよう。一例をあげればタイでは首都圏への投資集中による急速な都市

化、既存産業基盤とのミスマッチ、地域間経済格差の拡大などの問題点が噴出しており、それに対処するため、首都圏および投資過剰産業への投資は徐々に制限され始めている。産業公害の防止に対しても投資申請段階での審査を厳しくするなどさまざまな手段が講じられている。インドネシアの例をあげると、投資審議委員会への投資申請書には環境防止対策説明書の添付が義務づけられている。また、上下水道など諸設備を備えた工業団地の政府による造成によって農地を工業活動から保護する動きも一般的になりはじめている。タイでは染色工場の新規立地は特定用地にしか許可されない。

しかし経済成長にとって外国投資は不可欠とする現状では、受入国政府のこれ以上の対応は今のところ望めないであろう。公害防上のための規制を強化すれば外国投資は規制の緩い国へ逃げてしまつという固定観念が受入国に根強いからである。また、すでに述べたように今のところ公害企業の投資を管理する知識および技術・能力は各国民政府にはない。投資国側とくに先進諸国投資企業の役割がますます重要になってくるといえよう。

〔注〕

- (1) U.N.CTC, "Transnational Corporations in the World Development—Trends and Prospects—1988."
- (2) (社)日本在外企業協会「在 ASEAN 日系企業（製造業）の環境対策に関する調査報告書」平成二一年四月
- (3) 日本経済新聞 平成三年四月二十四日付

(北村 かよ子)